

三次市教育委員会議案第 5 3 号

三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例施行規則案を次のように提出する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 3 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請）

第 2 条 条例第 5 条第 1 項に規定する許可を受けようとする者は、指定管理者が別に定めるジミー・カーターシビックセンター利用許可申請書を提出しなければならない。

（利用の許可）

第 3 条 指定管理者は、前条の利用を許可したときは、指定管理者が別に定めるジミー・カーターシビックセンター利用許可書を交付する。

（販売行為の禁止）

第 4 条 三次市ジミー・カーターシビックセンター（以下「センター」という。）内（敷地を含む。）においては、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）

は、指定管理者の許可を受けずに行商その他これに類する商行為をしてはならない。

(遵守事項)

第 5 条 入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所で喫煙し、若しくは飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音を発し、館内を不潔にし、又は暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会館の職員及び会場責任者の指示に従うこと。

(破損等の届出)

第 6 条 利用者は、施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者が別に定めるジミー・カーターシビックセンター破損滅失届により届け出なければならない。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例施行規則（平成 1 6 年三次市規則第 3 4 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。